

子ども及びその家庭への支援及び応援

教育環境の整備

(第10条)

読書活動の推進

(第11条)

食育の推進

(第12条)

子どもの健康の保持増進

(第13条)

子どもの社会参加の促進

市は、子どもも市民であり、社会の一員であることを自覚できるよう社会参加をする機会を広げて、子どもの意見がまちづくりなどに反映されるように努めます。

(第14条)

福祉意識の醸成

市は、子どもがすべての人を思いやる心を育むことができるよう福祉意識の醸成に努めます。

(第15条)

子どもに安心・安全なまちづくりの推進

(第16条)

子育てをしている家庭への支援

(第17条)

相談体制の充実

関係機関が連携をして、子育てに関する総合的な相談体制の充実を図ります。

(第18条)

市民等の応援

(第19条)

連携及び協働

市や市民などは、それぞれがお互いに連携・協働して、子どもとその家庭を支援・応援するための取組を行います。

(第20条)

こども・家庭応援会議

子どもとその家庭を継続的に支援・応援するために、茅野市こども・家庭応援会議を設置します。

(第23条)

この会議は、こども・家庭応援計画の推進、推進状況の把握と評価、青少年健全育成などを担います。

(第24条)

たくましく、やさしい、夢のある子ども

一、子どもたちが、豊かな自然のなかでさまざまな体験をつみ、人と人との交流のなかでお互いの個性を認め合い、生きる力を育んでいくことを応援します。

二、様々な課題をもつ子どもや親・家庭には必要な支援をきめ細かく提供していきます。

三、生命が宿ってから青年期までを教育・保健医療・福祉が連携して、継続的、総合的な支援をしていきます。

四、子育ての喜びや大変さを分かちあえるまちを作ります。そのために、地域の教育力を高め、地域の人々が相互に協力して支えていくことを大切にします。

茅野市

たくましく・やさしい・夢のある子どもを育む条例

平成25年(2013年)1月



茅野市は、全ての市民が、安心して子どもを生み育てることができるまちづくり、少年・少女時代を過ごせてよかったですと思えるまちづくりを目指します。



はじめに

茅野市たくましく・やさしい・夢のある子どもを育む条例は、子どもとその家庭を支援・応援することについて、基本理念を定めて、安心して子どもを生み・育てることができ、子どもが健やかに成長できる環境を整備して、子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現を目的としています。

茅野市では、平成14年7月に「どんぐりプラン(茅野市こども・家庭応援計画)」、平成22年10月に「第2次どんぐりプラン」を策定し、市民のみなさんと行政が協働して計画の推進に取り組んできました。

取り組みを進めていく中で、どんぐりプランを継続して推進していくための裏付けとなる条例や、子育てと教育に関する施策を一元的、一体的に推進するための基本となる条例が必要となり、この条例を制定しました。

長野県茅野市

前文

私たち 市民は、次代を担う子どもたちが、
「少しの困難にあってもへこたれない、たくましく生きる力を持った子ども」
「命を大切にして、相手のことを思いやれるやさしい心を持った子ども」
「一人ひとりが自分の夢を持って、それに向かって努力する子ども」
に育ってほしいと願っています。

そのために、私たちは、子どもたちが茅野市の豊かな自然と文化の中で様々な体験を積み、人と人との交流を通してお互いの個性を認め合い、生きる力と感謝の心を育んでいくことを応援します。

さらに、子育てに責任を持って関わることで、親や周りの大人も成長し、大きな喜びや感動を得ることが大切なことだと考えます。

全ての市民が、安心して子どもを生み育てることができるまちづくり、少年・少女時代を過ごせてよかったですと思えるまちづくりを進めます。

ここに、茅野市民の宝である子どもたちが、「たくましく、やさしい、夢のある子ども」に育つことを願い、この条例を制定します。

条例の基本理念

この条例では、次に掲げる事項を基本として、子どもとその家庭を支援・応援します。

学ぶ

子どもの権利と利益を尊重して、
学習・体験等を通じて人格の形成
に取り組むこと。
(第3条第1号)

つなぐ

保健、医療、福祉、保育、教育
その他の子どもに関するあらゆる
分野が、連携して協力すること。
(第3条第3号)

支える

子どもと子どもを生み育てよう
とする人に必要なサービスの充
実に向けて取り組むこと。
(第3条第2号)

親育ち

保護者が子育ての最も重要な責任を
有するとの認識の下に、子育ての意
義について理解して、子育てに伴う
誇りや喜びをより深められるように
すること。
(第3条第4号)

どんぐりプランの4つの柱「学ぶ」、「支える」、「つなぐ」、「親育ち」を基本理念として掲
げています。

子どもを育むための役割

市の役割

市は、保護者、学校、地域、事業者と連携して、必要
に応じ国や県に協力を求めて、子どもとその家庭への
支援に関する施策を推進します。
(第4条)

保護者の役割

保護者は、子どもの人格を形成するうえでもっとも大
きな役割を担っています。
子どもと関わることで親も成長します。
大人は、その言動が子どもに大きな影響を与えること
を認識して、子どもの模範となるよう努めます。
(第5条)

学校等の役割

子どもが学び育つ場としての学校は、集団生活を通じ
て社会性、基礎学力等を心身の発達に応じて身につける
ことができるようになります。
学校等は、保護者・行政・地域社会と協働して、上記
の目的を達成します。
(第6条)

地域の役割

地域は、子どもの育ちの場であり、人間関係を豊かに
する場です。地域の住民は、子育て家庭を応援します。
(第7条)

市民の役割

市民は、あいさつの励行、地域の行事などを
通じて、安心してこどもを生み育てるこ
ができる社会の実現に寄与します。
(第8条)

事業者の役割

企業は、その雇用する労働者が子どもとのか
かわりを深められるよう努めます。また、18
歳以下の者を雇用している企業は、その健康
の保持及び成長に十分配慮します。
(第9条)

用語の定義

子ども おおむね18歳以下の市民。
(第2条第2号)

支援 市が子どもを育むための政策を総合的・計画的に
実施すること。
(第2条第5号)

応援 市、市民、地域、事業者などが連携して、子ども
を育むための取組を行うこと。
(第2条第6号)

この条例では、
生まれる前から18歳
以下の子どもとその
家庭を支援・応援の
対象としています。

「茅野市たくましく・やさしい・夢のある子どもを育む条例」は、
前文
第1章 総則（第1条—第3条）
第2章 子どもを育むための役割（第4条—第9条）
第3章 子ども及びその家庭への支援及び応援（第10条—第20条）
第4章 計画の策定及び推進（第21条・第22条）
第5章 こども・家庭応援会議（第23条—第27条）
第6章 雜則（第28条）
附則
からなります。

詳細については、茅野市の公式ホームページを
ご覧ください。
URL: <http://www.city.chino.lg.jp>

《この条例に関するお問い合わせ》
茅野市教育委員会事務局 こども部 こども課
TEL: 0266-72-2101（代）
FAX: 0266-73-9843
Email: kodomoka@city.chino.lg.jp